

(2) 事業所の指定基準について

(「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」から抜粋)

第7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組み

1 総合事業への円滑な移行

(1) 市町村における総合事業の実施の猶予

(総合事業の趣旨)

○総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域の支え合いの体制づくりを推進し、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

○改正法において、介護予防訪問介護等に係る指定事業者について、法の施行日（平成27年4月1日）をもって、総合事業による指定事業者の指定とみなす規定を設けており、円滑に総合事業に移行することが可能である。一方で、総合事業の趣旨を実現するためには、市町村が中心となって、住民主体の支援等の多様なサービス提供体制を整備する必要がある。

(改正法の規定)

○多様なサービスについては、新たに地域支援事業に生活支援体制整備事業を設け、充実を図ることとしている。しかし、そのサービスの充実には一定の時間がかかること、総合事業への円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、平成27年4月施行とされている総合事業の実施については、市町村において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することができる※2 ものとしている

(法附則第14条第1項)。

※1 生活支援等サービスの体制整備のための事業については、第2 市町村を中心とした生活支援等サービスの充実等を参照。

※2 年度途中の移行も可能である。

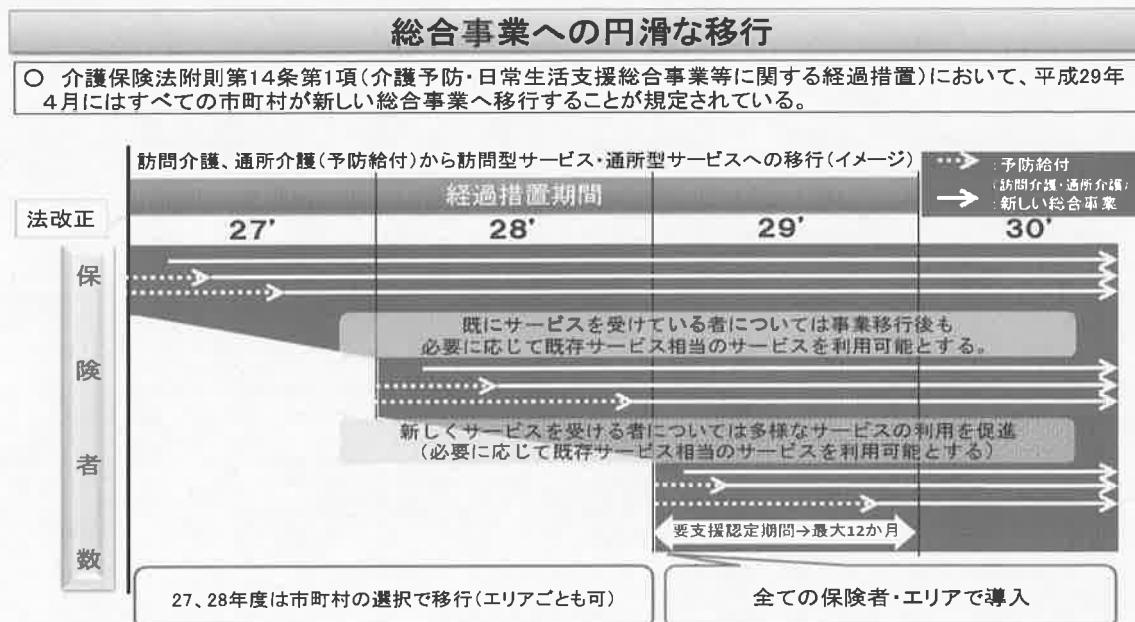
○総合事業への移行に当たっては、市町村が、これまでの取組成果も踏まえて、できる限り早期から新しい総合事業に積極的に取り組んでいただくことが、制度改革の趣旨にかなうものである。

○一方で、指針（ガイドライン）などにより提示される総合事業の詳細も踏まえ、受け皿の整備や地域の特性を活かした取組等のため、一定の時間をかけて準備し、総合事業を開始していただくことも選択肢である。

※ 地域支援事業で新たに設けられた在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等においては、平成30年3月末までその実施が猶予できることとされていることから、それぞれの実施の猶予のための条例を、例えば介護保険条例のなかで併せて規定することも可能である。ただし、生活支援体制整備事業については、総合事業の推進の観点から地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、先行して取り組むことが重要であることから、例えば平成27年4月から実施するなど、できる限り早期の実施が望ましい。なお、市町村において、日常生活圏域における協議体又はその立ち上げのための準備委員会等を設置し、生活支援のニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、生活支援体制整備事業を実施しているものとして差し支えないものである。

- 総合事業の実施を猶予する場合にあっても、総合事業の実施猶予の規定の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当である。

<市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて>



(2) 総合事業の多様な移行の推進

(改正法の規定)

- 改正法により、総合事業への移行においては、その円滑な移行を図るため、総合事業開始時点以降も、既に要支援認定を受けている居宅要支援被保険者について、その認定更新まで予防給付を受けられるようにされている。（要支援者の認定の有効期間は最長1年であることから、総合事業開始から1年で、すべての要支援者が総合事業に移行することとなる。）

- また、その他にも、市町村が定める当該市町村の一部の地域に住所を有する者や、総合事業実施年度において要支援認定を受けた者のうち市町村が引き続き給付を受ける必要があると認める者に対しては、平成29年3月31日までの間で市町村が定める期間は、その末日（要支援認定有効期間が残っている場合には、その末日）まで引き続き予防給付を受けられる規定が設けられている。（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第3条）

(市町村独自の工夫)

- この省令の規定を活用して、上記のほか、市町村において、多様な移行を可能とすることとしており、例えば、以下のような段階的な実施も可能とする。

<実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）
 - ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
 - ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付を継続し、翌年度当初からすべての者を予防給付から総合事業に移行
- 市町村においては、総合事業の猶予とともに、こういった措置も活用しつつ、地域の受け皿の整備を進め、円滑な制度移行をしていくことが望ましい。

(3) 総合事業のみなし指定

(改正法の規定)

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす（改正法附則第13条）旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

表20 みなし指定の対応表

既存の指定（平成27年3月31日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定

※ なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

○なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさないこととなっている（改正法附則第13条ただし書及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号）附則第2条）。

(みなし指定の有効期間)

○みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とする※が、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合には、6年を超えない範囲でその定める期間とすることができる。（施行規則附則第31条）

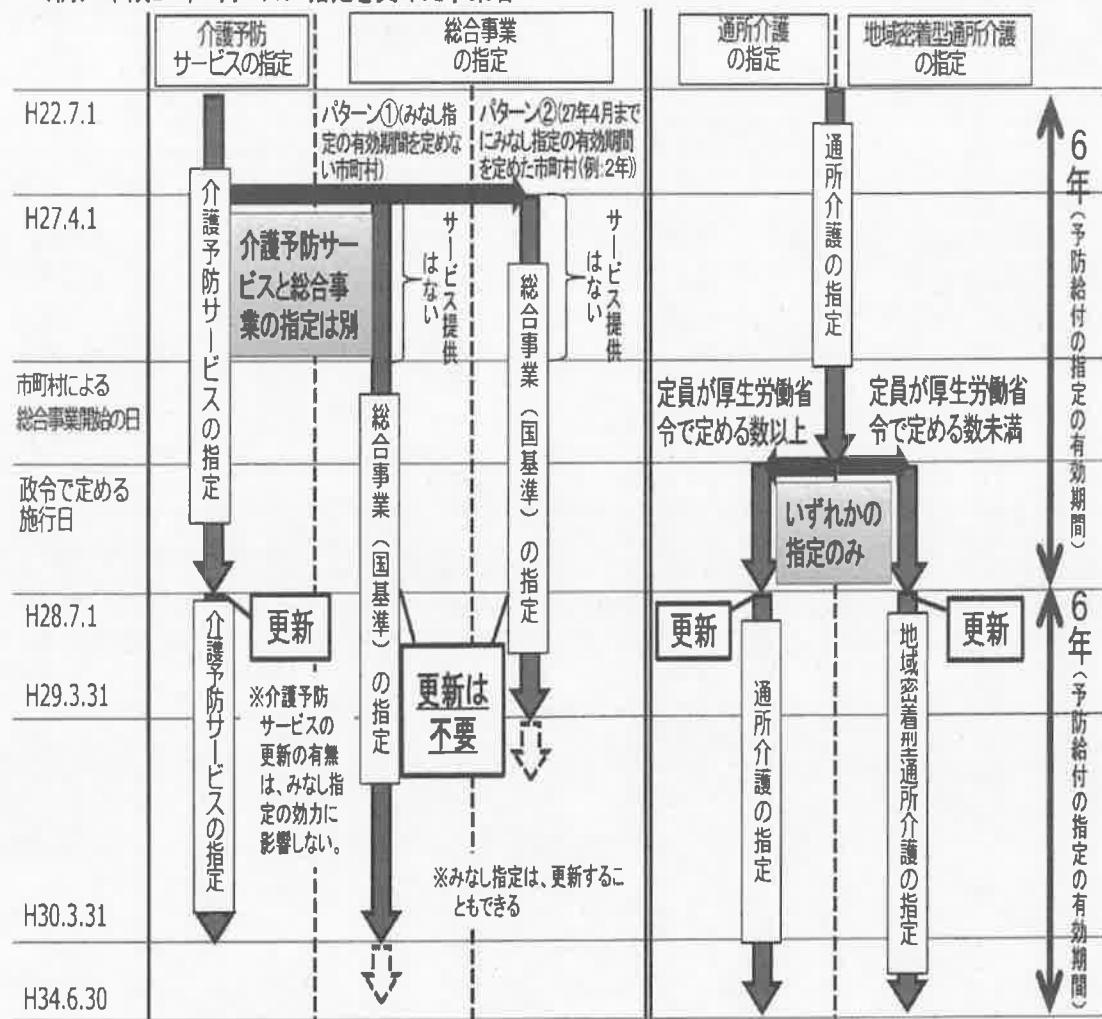
※ みなしによる総合事業の指定については、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、みなし指定の有効期間は、全国一律平成27年4月1日となる。

- そのため、例えば介護予防・生活支援サービスの体制整備が充実している市町村においては、例えばみなし指定の有効期間をあらかじめ2年と定めること等も可能である。
- なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定

- 総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。
- みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間（市町村が定める場合にはその期間）、地域密着型通所介護が平成28年4月から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。

＜例＞平成22年7月1日に指定を受けた事業者



(みなし指定事業者の基準やサービス単価、利用者負担)

- みなし指定に係る事業者が提供するサービスの基準や報酬単価、利用者負担割合については、国が定めたものを勘案して市町村が定める。国が定める具体的な基準やサービス単価、利用者負担割合については予防給付によるものと同じ内容としている。
- みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月（※）以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。
※前述のとおり、みなし指定の有効期間を市町村独自に設定した場合には当該期間の満了日以降。

(みなし指定の効力の範囲)

- みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶ。国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、影響が予想される事業者、市町村等と必要な調整が行われることが適当である。
みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となる。

(留意事項)

- 総合事業を平成27年4月から実施しない市町村においても、改正法では、みなし指定の効力は生じる旨規定されている（改正法附則第14条第1項）。
- ※ 予防給付の介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能である。ただし、その場合にあっては、みなし指定の対象とならない。

指定基準について(通所型サービス)

区分	介護予防通所介護に相当する事業	緩和した基準による事業
事業名	通所介護相当サービス	いきいき通所事業
人員基準	管理者	(配置要件) ・常勤かつ専従の管理者を配置。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務との兼務可 (配置要件) ・専従の管理者を配置。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務との兼務可
	生活相談員	(配置要件) ・サービス提供時間を通じて1以上。 (資格要件) ・介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士 配置基準なし
	看護職員	(配置要件) ・専従1以上 (資格要件) ・看護師又は准看護師 配置基準なし
	機能訓練指導員	(配置要件) ・1以上 (資格要件) ・看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 配置基準なし
	介護職員(緩和した基準の場合は「介護従事者」)	(配置要件) ・介護職員が勤務する時間数をサービス提供時間で除した数が、次に掲げる数以上必要。 ①利用者10人以下=1以上 ②利用者11人以上20人以下=2以上 ③利用者21人以上=②に、利用者の数が5又はその端数が増えるごとに1を加えた数以上。 (資格要件) ・定めなし。 (配置要件) ・介護従事者が勤務する時間数をサービス提供時間で除した数が、次に掲げる数以上必要。 ①利用者10人以下=1以上 ②利用者11人以上20人以下=2以上 ③利用者21人以上=②に、利用者の数が5又はその端数が増えるごとに1を加えた数以上。 (資格要件) ・介護従事者は、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護職員実務研修終了者、茨城県地域介護ヘルパー養成研修修了者、介護職員初任者研修修了者又は市が指定する研修を修了した者(※)
	その他	・利用定員が10人以下の場合は、看護職員を配置しないことも可。 ・事業者は、常時1名以上の介護職員を当該サービスに従事させなければならない。 ・生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤でなければならない。
	設備基準	・事業所は以下の設備及び備品等を備えなければならない。 ・食堂及び機能訓練室(3m ² 以上×利用定員以上) ・静養室 ・相談室(遮蔽物等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること) ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・サービス提供に必要なその他の設備・備品 ・サービスを提供するために必要な場所(3m ² 以上×利用定員) ・消火設備及び事業運営に必要な設備・備品を設けること。

運営基準	利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は次に掲げる費用の支払を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①食事の提供に要する費用 ②おむつ代 ③サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものの費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用
運営基準	個別計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容、サービス提供の期間等を記載した個別計画を作成するものとする。
	内容及び手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 事業者はサービス提供の開始に際し、重要事項の概要、勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得なければならない。
	提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 従事者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 事業者は、サービス担当者会議で個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で同意を得ておかなければならない。
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、サービスの提供において事故が発生した場合には、市、家族、地域包括支援センターに報告を行うと共に、必要な措置をこうしなければならない。 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録しておかなければならない。 事業者は、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。
	事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業を廃止(休止)しようとするときは、次の事項を記載した届出を、廃止(休止)する1ヵ月前までに届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①廃止(休止)する年月日 ②廃止(休止)する理由 ③現にサービスを利用している者に対する措置 ④休止の場合には、その期間 事業者は、事業の廃止(休止)の届出をした場合にあっては、引き続きサービスの利用を希望する者に対して、必要なサービスが継続されるよう、地域包括支援センター、その他の通所型事業所との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。
	一體的な運営についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> (密着型)通所介護と通所介護相当サービスについては、一体的な運営が可(現在の(密着型)通所介護と介護予防通所介護と同様の考え方)。 (密着型)通所介護又は基準型サービスといきいき通所事業についても、一体的な運営が可能。この場合、職員の配置については、(密着型)通所介護又は基準型サービスに定める必要な職員の配置に加え、生きがいづくり型サービス利用者数に応じた介護従事者の配置が必要。 必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響が内容配慮すること。

* 市が指定する研修カリキュラム

- ①介護保険制度・介護理論
- ②高齢者の特徴と対応
- ③介護技術
- ④ボランティア活動の意義
- ⑤緊急対応(困ったときの対応)
- ⑥認知症の理解(認知症サポートー研修等)
- ⑦コミュニケーションの手法、マナー
- ⑧高齢者虐待
- ⑨その他事業者が必要と認めること

①、②、④、⑥、⑧については、市が研修資料等を提供する予定。

指定基準について(訪問型サービス)

区分		介護予防訪問介護に相当する事業	緩和した基準による事業
事業名		訪問介護相当サービス	ふれあいサポート事業
人員基準	管理者	(配置要件) ・常勤かつ専従の管理者を配置。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務との兼務可	(配置要件) ・専従の管理者を配置。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務との兼務可
	訪問介護員等(緩和した基準の場合は「従事者」)	(配置要件) ・常勤換算2.5以上 (資格要件) ・介護福祉士、介護職員実務者研修終了者、介護職員初任者研修終了者、看護師、准看護師	(配置要件) ・当該事業を適切に行うために必要と認められる数 (資格要件) ・介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師、茨城県地域介護ヘルパー養成研修修了者又は市が指定する研修修了者(※)
	サービス提供責任者(緩和した基準の場合は「訪問事業責任者」)	(配置要件) ・常勤専従の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤も可) (資格要件) ・介護福祉士、介護職員実務者研修終了者、介護職員初任者研修終了者、看護師、准看護師他	(配置要件) ・従事者のうち、利用者の数に応じた必要と認められる数
	その他	・サービス提供責任者は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、又は夜間対応型訪問介護事業所に従事可。	なし
設備基準		・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、必要な設備及び備品	
運営基準	個別計画の作成	・管理者は、サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容、サービス提供の期間等を記載した個別計画を作成するものとする。	・訪問事業責任者は、必要に応じて、サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容、サービス提供の期間等を記載した個別計画を作成するものとする。
	同居家族に対するサービスの提供の禁止	・事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族の利用者にサービスの提供をさせてはならない。	
	内容及び手続きの説明及び同意	・事業者はサービス提供の開始に際し、重要事項の概要、勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得なければならない。	
	提供拒否の禁止	・事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	
	衛生管理等	・事業者は従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ・事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	
	秘密保持等	・従業者等は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ・事業者は、従業者等であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ・事業者は、サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で同意を得ておかなければならない。	

	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、サービスの提供において事故が発生した場合には、市、家族、地域包括支援センターに報告を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録しておかなければならない。 事業者は、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。
運営基準	事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業を廃止(休止)しようとするときは、次の事項を記載した届出を、廃止(休止)する1ヵ月前までに届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①廃止(休止)する年月日 ②廃止(休止)する理由 ③現にサービスを利用している者に対する措置 ④休止の場合には、その期間 ⑤事業者は、事業の廃止(休止)の届出をした場合にあっては、引き続きサービスの利用を希望する者に対して、必要なサービスが継続されるよう、地域包括支援センター、その他の訪問型事業所との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。
一体的な運営についての考え方		<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護と基準型ヘルパー派遣事業については、一体的な運営が可能(現在の、訪問介護と介護予防訪問介護の考え方と同様)。 訪問介護又は訪問介護相当サービスとふれあいサポート事業についても一体的な運営が可能。この場合、訪問介護員等は常勤換算2.5以上、サービス提供責任者は、介護給付の基準を満たし、要支援者等には必要数の訪問事業責任者が配置が必要。

※ 市が指定する研修カリキュラム

- ①介護保険制度・介護理論
- ②高齢者の特徴と対応
- ③介護技術
- ④ボランティア活動の意義
- ⑤緊急対応(困ったときの対応)
- ⑥認知症の理解(認知症サポーター研修等)
- ⑦コミュニケーションの手法、マナー
- ⑧訪問実習オリエンテーション
- ⑨高齢者虐待
- ⑩その他事業者が必要と認めること

①、②、④、⑥、⑨については、市が研修資料等を提供する予定。

総合事業に係るQ & A

【注意事項】

○この資料は、厚生労働省が作成した総合事業に関するQ & Aから、事業所の指定、運営及び加算等に関する項目を抜粋したものであります。

○備考欄には、厚生労働省が作成したQ & Aの参考先を記載しています。
 ① 介護予防事業ガイドライン案についてのQ & A[9月30日版]
 ② 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A[平成26年11月10日 全国介護保険担当課長会議資料]
 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A[平成27年1月9日版]
 ④ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A[平成27年2月4日版]
 ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A[平成27年3月31日版]
 ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A[平成27年8月19日版]

※介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & Aについてはこちらを参照してください。→[<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>]

質問	回答	備考
平成27年4月以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業者の新規指定や更新を受けた場合、当該事業所が所在する市町村が条例で事業の実施日を平成27年4月以降に猶予していいたとしても、事業の実施日に総合事業のみなし指定は行われない。	①第6問6	
平成30年度までの間にあっては、総合事業に移行した自治体に所在する事業所であっても、例えば、更新申請まで期間があり予防給付として通所介護を利用している要支援者が存在し、同じ事業所に要介護者、給付対象の要支援者、事業対象の要支援者、事業所においては給付と事業を同時に実施することができる。このとき、事業所における基準を遵守すれば良いのか。	①第6問10 ①第6問10	同時に実施することは可能である。通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準(案)について[ガイドライン案P104]に記載しており、その際、原則として予防給付は都道府県が定めた基準、総合事業が定める総合事業の基準の遵守となるが、経過規定の詳細については検討中である。
訪問型サービスの基準について、「緩和した基準によるサービス」の基準の例が示されているが、その中でホームヘルパーの他の3に一定の研修受講者の従事を認めている。この「一定の研修」についてはどうな内容で、誰が実施することを想定しているのか。	①第6問11	緩和した基準によるサービスでは、例えば身体介護は含まれず、「調理や掃除」や「買い物代行」などの生活援助に係るサービスを行いうものを見定しており、サービスを提供する際の基本的考え方や高齢者への理解など、一定の研修は必要であると考えている。ガイドライン案では、住民主体によるサービスにおけるサービス(ボランティア等)に対する研修カリキュラムの内容を示しているところであるが、緩和した基準によるサービスでは、このカリキュラムの内容を含んだ上で、旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安に少くことなど(※)を想定している。 ※ 民間の研修事業者が行う講座を受講されることも考えられる。

質問	回答	備考
<p>4 総合事業におけるみなし事業所については、事業者に対してみなしそうかどうか判断することは可能か。</p> <p>また、平成27年4月以降に新総合事業における事業所の指定基準を市町村が制定した際、現にみなしそうかども、指定を切り替えることは可能か。</p>	<p>現在の指定事業所については、指定事業所から申出がない限り、平成27年4月1日に指定事業所とみなされる。ただし、原則3年間とする予定のみなし指定の有効期間については、市町村が要綱等で定めた場合には、3年未満とすることも可能なとする予定である。</p> <p>指定事業所の見直しを検討している市町村においては、みなしそうかども、地域の実情に応じて、適切なみなし指定の有効期間を検討していくいたい。</p> <p>また、平成27年4月以降に市町村が新たに緩和した基準として、事業所が該緩和した基準に定められた場合には、その基準に基づく新たな指定を受けることが必要となる。この場合、みなしそうかども、緩和した基準に基づく指定を重ねて受けれることが可能であり、指定を受ければ、緩和した基準に基づくサービス提供ができることになる。</p>	<p>①第7問4</p>
<p>5 指定の有効期間は平成30年3月31日までとするのか、それとも現在の指定有効期間である6年とするのか。</p>	<p>平成27年4月以降に指定の更新を迎える事業所については、平成27年4月前から予防給付の訪問介護や通所介護の事業所が原則3年間であることを通じ、3年とは異なる期間を定めることが可能となる予定である。)</p> <p>※ 仮に総合事業のみなし指定の有効期間を1年間とした場合、平成28年3月31日までが総合事業の指定の有効期間となる一方で、予防給付の指定事業所の有効期間については、予防給付を経過的に受けれる利用者のために指定や指定の更新が行われるところ、平成30年3月31日までとなる。</p>	<p>①第7問5</p>
<p>6 新総合事業に移行後は、指定事業所は事業所の住所地の市町村においてのみみなし事業所となるのか。</p>	<p>現在の指定事業所の指定権限は都道府県にあり、事業所を利用す</p>	<p>ガイドライン案P131にも記載したとおり、みなしそうかは、現行の予防給付の指定から円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととしている。</p>
<p>所地外の市町村の被保険者であつてもその指定事業所を利用することができるが、新総合事業への移行時には、指定事業所の住所地外の市町村の被保険者は、指定事業所がその住所地外の市町村の指定申請を行わないと利用することができなくなるのか。</p>	<p>所地外の市町村の被保険者であつてもその指定事業所を利用す</p>	<p>①第7問6</p>

質問	回答	備考
<p>総合事業に移行した市町村において、移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによるサービス事業対象者として総合事業のサービスを利用する場合、総合事業開始月に初回加算を算定してよいか。</p> <p>7 当該介護事業所は当該介護サービスに係る指定権者に対する指定基準を超えている場合は、当該介護事業所は当該介護事業所に算定する場合に初回加算を行なうことはできない。</p>	<p>1 初回加算の算定については、基本的には、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じることとしており、①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二ヶ月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合)、②要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定できると考えている。</p> <p>2 お尋ねの場合においては、要支援者からサービス事業対象者に移行しており、いずれにしても従来の要支援者に相当する者であって、上記の条件には該当しないため、初回加算の算定を行うことはできない。</p> <p>3 なお、ガイドライン案 P107 のとおり、初回加算等国 の定める加算を市町村が加算と認める場合は、その範囲で上限額を超過することができると予定である。</p>	(3) 第4問13
<p>8 当該介護事業所は当該介護サービスに係る指定権者に対する指定基準を超えている場合は、当該介護事業所は当該介護事業所に算定する場合に初回加算を行なう必要があるか。</p>	<p>通所介護や通所リハビリテーションなど既存の介護事業所の指定基準を超えるスベースを活用して総合事業を展開する場合には、当該介護事業所の指定基準を遵守し、利用者の処遇が低下しないように留意する必要があるが、その前提で事業が展開される場合には、指定権者に対する変更の届出は不要である。</p>	(5) 第6問7

質問	回答	備考
<p>10 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求める加算の算定要件について、どのように考えればよいか。</p>	<p>1 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算(I)・(II)」「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護相当のサービスに従事したこととしても、当該職員は専従要件を通過所介護で満たしているものとして取り扱うこととする。 ※ 個別機能訓練加算(I)の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。</p> <p>2 また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。</p>	(6)第6問9
<p>11 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどうに算出すればよいのか。</p>	<p>1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、 ・通所型サービスAの職員は含めず、 ・従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、職員の割合を算出する。</p> <p>2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。</p>	(6)第6問10
<p>12 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。</p>	<p>通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員(勤務時間)の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一體的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考慮されるとから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。 ・通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることがある。</p>	(6)第6問11

質問	回答	備考
13 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行なう場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。	<p>1 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行なう事業所の定員については、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスに相当するサービス(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービス(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。</p> <p>2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。 ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。</p> <p>3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p>	(6)第6問12
14 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行なう場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどういうふうに確保するべきか。	<p>1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスに相当するサービス(要介護者)を一體的に用意するため、利用定員×3m²以上、 ・通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。</p> <p>通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行なう場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどうのようになりますか。</p>	(6)第6問14
15 訪問介護の集合住宅の減算については、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの利用者も含めて計算するとあるが、緩和した基準によるサービスの利用者は含めないものと考えてよいか。	<p>訪問介護の集合住宅の減算については、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの利用者も含めて計算するとあるが、緩和した基準によるサービスの利用者は含めないものと考えてよいか。</p>	(6)第6問15

質問	回答	備考
<p>訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、緩和した基準によるサービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、緩和した基準によるサービスの利用者は含むか。</p> <p>16</p>	<p>特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスに従事する時間は含まない。 また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数(一括的な運営を行う場合の第一号訪問介護の利用者を除く)に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスの利用者は含まない。</p> <p>(参考) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号)抜粋 (設備の専用) 第四条 特別養護老人ホームの設備は、車ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(参考) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局長通知)抜粋 第一 一般的事項 3 設備の専用 基準第四条(設備の専用)は、特別養護老人ホームに設備又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常生活目的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。</p> <p>2 また、認知症グループホームについても同様に、利用者の利用を妨げない等、利用者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室を共用しても差し支えない。</p>	
<p>介護予防・日常生活支援総合事業において、特別養護老人ホームや認知症グループホームの浴室等を、総合事業の利用者が利用することは可能か。</p> <p>17</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業において、特別養護老人ホームや認知症グループホームの浴室等を、総合事業の利用者が利用することは可能か。</p>	

質問	回答	備考
<p>1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。</p> <p>(1)訪問型サービス又は通所型サービスのみの事業者については、「介護職員処遇改善加算にかかる基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省保健局長)」に準じて市長村に届け出る者とする。</p> <p>(2)介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省保健局長)」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。(届出先が市長村である場合は、市町村へ届出を行うのみでよい。)</p> <p>※みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。</p> <p>(参考)「指定居宅サービスによる費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護算定に関する留意点について(平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」第6</p> <p>18 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護サービスに相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の届出にかかる事とされますが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。</p> <p>2 なお、緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA)については、市町村の定める取扱により、市町村へ届け出る。</p>		

質問	回答	備考
	<p>1 加算の届出については次のとおりとする。</p> <p>(1)みなし指定の事業者は、平成27年3月以前に都道府県へ届出を行っている場合には、改めて市町村へ届出を行う必要はない。</p> <p>(2)みなし指定の事業者が平成27年4月以降に届出を行う場合及びみなし指定の事業者以外の指定事業者における事業所評価加算の届出は「事業所評価加算に関する基本的な考え方並び事務処理手順及び様式例の提示について(平成18年9月11日老振発第0911001号・老発第0911001号・厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長)」に準じて市長村に届け出る。</p> <p>2 総合事業移行後の事業所評価加算の取扱は次のとおりとする。</p> <p>(1)平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者は、移行前の平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間において事業所評価加算の算定式を満たしていれば、移行当時の平成27年度においては事業所評価加算の算定が可能である。(平成28年度、平成29年度に総合事業へ移行する場合も同様。)</p> <p>(2)また、平成27年から総合事業へ移行したみなし指定の事業者(旧介護予防通所介護に相当するサービスの算定をするためには、「事業所評価加算」に開する基本的な考え方並び事務処理手順及び様式例の提示について(平成18年9月11日老振発第0911001号・老発第0911001号・厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長)」の4(4)①及び②に準じて評価基準の算出等を行うこととするが、以下の①及び②の算定式を満たす必要がある。→→→(以下①及び②の算定式)については参考にしては、市町村の定める取り扱いにより、市町村へ届け出る。</p>	(7)問2

介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当するサービスの算定については、旧介護予防通所介護の例によるとされているが、事業所評価加算の取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。